

神奈川県医療問題弁護団に相談を申し込まれる方へ

**弁護団事務所は、相談カード発送等の事務手続きのみ行なっております。
直接御来所いただいても、弁護士とご相談いただくことはできません。
受付もすべて、電話か郵便にて承ります。御来所は御遠慮下さい。**

・ 神奈川県医療問題弁護団とは

医療事故の被害者が泣き寝入りせざるを得ないことが多い状況を打破するため、医療事故被害者の被害回復と医療改善をめざして、1980年7月に結成された弁護団です。

神奈川県弁護士会に所属する弁護士有志で構成される任意団体であり、公的機関ではありません。

・ ご相談の申込

同封の別紙「**相談カード**」に、起こったことの概要をご記入いただき、ご返送願います。

このカードを弁護団会議で協議検討したうえで担当弁護士を決め、担当弁護士からご連絡を差し上げます。面談・ご相談は、担当弁護士とおこなっていただくことになります。

・ ご相談を受け付けられない場合

ご相談を受け付けられないのは、下記のような場合です。

- ・ 「相談カード」への記入が不十分なとき
- ・ 内容が医療事故ではないとき
- ・ 明らかに事件とすることが困難であるとき
- ・ 以前当弁護団を通じて相談したことがある場合
- ・ **法テラスの利用**を絶対の条件とする場合

……など

ご相談をお断りする場合には、当弁護団から、その旨ご連絡いたします。

・ 担当弁護士の決定

月1回開かれる弁護団会議で相談カードの内容をもとに、当弁護団で相談を受けることができるかどうか半断します。その上で、弁護士の経験や地域などを考慮して担当弁護士を決定します。原則として2名で、指名はできません。

月1回の会議を経て担当弁護士を決めることに加え、担当弁護士の不都合により再度担当弁護士を決め直すことも少なくありません。このため、「**相談カード**」をご返送いただいてから**相談日が決まるまでに1、2か月ほど見ていただいております**。この点、なにとぞご了承願います。

お急ぎの場合は、**神奈川県弁護士会(045-211-7701)**の法律相談をお勧めします。また、月2回(第2、第4火曜日 午後1時～3時まで) 弁護士による**無料電話ホットライン**を実施しています。あわせてご利用ください。

※裏面もご覧ください

・担当弁護士決定後の流れ

担当弁護士が決まった後、当弁護団より担当弁護士についての通知いたしますが、この通知より先に担当弁護士から相談日等について直接連絡が入ることがありますのでご了承ください。

また、担当弁護士の対応に不十分な点があるときや、相談日がなかなか決まらない等のご相談は、後記弁護団事務局までお問い合わせください。

・相談料

相談料は、原則として1万円（1時間以内，税別）となっています。

2回目以降の時間当たりの相談料については、担当弁護士にお尋ねください。

事件として進められるかどうか結論が出るまでに2、3回の相談を要することがあり、そのつど相談料をご負担いただくこととなります。また、相談の過程で、医師に意見を聞いたり、文献を検索するための別途費用が必要な場合もあります。

なお、事件として受任する場合には着手金等の費用がかかります。その金額は事案によって異なりますので、相談の際、担当弁護士に十分な説明を求めてください。

以上

～神奈川医療問題弁護団～

（相談カード送付先）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-11-403

（問い合わせ電話番号）

TEL 045-620-9417

（受付時間：平日午前10：00～午後3：00（第3水曜日を除く））

- * 封筒の表に「医療相談カード在中」と赤字で記入して下さい。
- * ご返送はできるだけ相談カードのみとしていただき、詳細な資料は、直接弁護士との相談に際にお持ちいただくようお願いします。
- * 一度ご相談された方は新たに申し込みをすることはできません。

(2019.2.18 現在)